

第 3 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和 5 年 5 月 1 6 日 開 会

令和 5 年 5 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和5年5月16日(火)午前9時30分 米沢市農業委員会第34回定例総会を米沢市役所3階301・302会議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 相田市三郎 委員
2番 小関善隆 委員	9番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 高橋祐弘 委員	10番 江口益美 委員	17番 古畑功一 委員
4番 我彦正福 委員	11番 宮崎雅文 委員	18番 樋渡由美 委員
5番 佐藤利夫 委員	12番 遠藤伊一 委員	19番 二宮啓一 委員
6番 田代昇一 委員	13番 鈴木晃子 委員	
7番 佐藤孝義 委員	14番 大野澤進 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(5名)

事務局 長	小田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根津 正 孝
農地 主 査	宮原 功
主 査	瀧口 圭 史
主 任	須貝 祐 太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |  |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                               |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について             |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                    |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                    |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について                              |
| 議第5号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者の取扱基準による新規就農者の認定について        |
| 議第6号 | 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |

### 2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第34回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を15番 相田市三郎委員のご発声にてよろしくをお願いします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。田植も始まりまして、大変春作業のお忙しい中、定例総会に出席をいただきましてありがとうございます。

昨日、市議会がありまして、新聞でご覧になった方もおられると思いますが、新しい議長に相田克平議員が再任ということで、副議長には中田町の堤郁雄議員が就任しました。18日は、今度は各常任委員会とか決算委員長とか、そういった役を決める議会があります。

あと、昨日皆さんもテレビで見たと思いますが、北海道で熊に人が襲われて食べられたというショッキングなニュースが出ていたわけでありまして。そういったことで有害動物対策協議会でもいろいろやっていますが、人にも危害を及ぼすということで、こっちのほうの熊は人にはかかってこないと言われますが、山菜取りに行かれる場合は音を出しながら、ラジオでもかけながら行っていただきたいと思います。

あと、ここ1週間、朝晩大分寒かったわけですが、今日あたりから暑くなるということで、特にあしたは30度を超えるという予報でございますので、農作業の際には十分熱中症等に注意をしながらやっていただきたいと思います。

今日は定例総会ということでございますが、よろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦労さまです。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第34回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 大野澤進委員、15番 相田市三郎

委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐  
議 長  
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

議案の訂正はございませんが、議事運営についてご提案いたします。

本日は、新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、が議第5号として上程となりますが、議第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の中に就農者を申請人とする案件がございますので、議第1号の審議終了後、議第5号の審議を先にお願ひし、その後、議第2号に戻り順次審議をいただきますようご提案いたします。

議 長

それでは、お諮りいたします。ただいまの事務局提案の議事運営について、ご異議等はございませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議等がないので、事務局の提案のとおり議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号1号から3号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田6筆 420.91㎡、畑1筆 731.00㎡、合計7筆 1,151.91㎡です。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成5年頃です。申請理由は、平成5年頃より建物敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成7年頃です。申請理由は、平成7年頃より建物敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成10年より以前です。申請理由は、平成10年頃には既に建物敷地となっており、非農地化しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査  
議 長  
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号18号から19号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ11筆15,438.00㎡です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、先にお諮りしたように、議第5号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第5号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第4条の規定による営農計画書等の提出がありましたので、同基準第5条第1項の規定により

認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は、米沢市〇〇にお住まいの△△△△さんです。年齢は31歳で、市内の非農家出身です。営農計画では、ミニトマトや大根、キャベツ、キュウリ、人参を栽培し、主にJAに出荷、販売をしていく計画となっております。研修としましては、昨年度就農しました〇〇〇〇さんの手伝い等を行っておりました。また、農地を紹介してくれた営農指導者から栽培の指導を受けているとのこと。農地については、自宅から少し離れておりますが、南原地区で借受けする予定となっております。

なお、先日の農事相談にて、属地の第2ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

この件について、担当地域の委員から、営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

1 6 番 山王堂委員。

1 6 番

1 6 番 山王堂です。

新規就農者の面談の結果について報告いたします。

第2ブロックの皆さんの前におきまして、決意表明並びに営農計画書を検討していただきました。本人は31歳、今まで、去年新規就農しました〇〇〇〇さんの手伝いをしています。本人は、農業を通して子供たちへの食育活動にも努めたいとか、スポ少のコーチもやっており、子供たちとのつながりもありまして、これからこの農地を利用して食育にも生かしたいということを書いておりました。私たちとしては何も質問等なかったんですけども、第2ブロックではいいんじゃないかということで進めた次第でございます。皆様、ご協議よろしくお願ひします。

議 長

それでは、ただいまの件について、意見並びに質問はありませんか。

2 番

(小関善隆委員 挙手)

議 長

2 番 小関委員。

2 番

作付期というのだけ、キャベツのところ秋まきで5年の10月頃まで、収穫5年の4月頃というのは、これ6年か。5年と書いてある。次の年の計画でないとうまくない。ささいなことだけれども。

1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

1 6 番 山王堂委員。

1 6 番

6年5月です。

3 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

3 番 高橋委員。

- 3 番 面積で言うと約8反歩ぐらいの面積があり、野菜作りで8反歩というと、かなりの面積だと私思うんですが、だんだん勉強して増やしていく計画のようなので、頑張ってくださいとしか言いようが。
- 議長 そのほかありませんか。
- 15番 (相田市三郎委員 挙手)
- 議長 15番。
- 15番 15番 相田です。  
営農指導者で〇〇さんと書いていますけれども、この人の職業が会社役員になっていて不動産業を営んでいるということ、この間第3ブロックで見たんですけども、農業経験者か、そういう農業的に指導される人だか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思ったんです。
- 議長 16番 山王堂委員。
- 16番 〇〇さんは置賜農業高校出身で、そして、その後会社勤めをしまして、今、△△△△というところの社長をやっております。そして、裏にはちょっとした野菜を作っているんですけども、〇〇の隣なんだけれども、あとはブドウとサクランボ、あと柿とか、そういう家庭菜園をやっている感じであります。
- 議長 いや、だから指導されるような人なのですか。
- 16番 指導は、まず荒れないようにということが指導、荒らすなという指導だと思うんだ、一番頭にあるのは。ただ、営農までは分からないかな。
- 議長 それは大事だけれども、地元の委員として指導やサポートしていただければ。
- 16番 △△さんは、〇〇さんの手伝いで山口推進委員の経営していた果樹園とか、あと塩井のサクランボとか行っていますので、将来はここに果樹を植えたいと言うんですけども、地主がそれではあんまり駄目だということで、最初二、三本から始めるみたいなんですけれども、いずれは果樹園にしたいということを書いていました。この土地から言うとあんまりよくないので、野菜は私は勧められないなと本人には言っていた。だから果樹だったら、サクランボだと大丈夫でないかという話はしております。
- 議長 15番 相田委員、どうですか。
- 15番 果樹って前にも△△君にも話していたんですけども、塩井で果樹かなりあるんですけども、やっぱり高齢でみんな辞めて、根っこから切って自分の代で片づけないと、片づけるサクランボ毎年あるもので、そういうところ逆に今入って植えようかという考えでなくて、今あるものを、まだこれからなる木を守っていつてもらえるようなことで切替えじゃないけれども、そういうほうに進んでもらえればなと思うと、地元のサクランボも助かるサクラン

ボかなりありますので、その辺ちょっと考えていただきたいなと思います。

議 長  
5 番

そのほかございませんか。5番 佐藤委員。

5番 佐藤です。

今の件というか関連なんですけれども、やっぱり指導者たる方が、今までですと地元の農業委員だったり推進委員だったりということで担当しておったんですけれども、こういったことで今回初めてのケースかなと思いますけれども、ただ、そういった方々が、遊休農地解消にもつながることだからどうこうは言いませんけれども、今回あの人が出たから、じゃあ次私新規就農者だということが出てくるかどうかなんですけれども、やっぱりそういった責任の所在というか、ある程度明確にしておかないと駄目なかなと思いますので、地元の農業委員があくまでも責任を持って担当するというスタイルを取っていかないと、やっぱり駄目でないかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

せっかく新規就農者ということでありますので、地元の農業委員、あるいは推進委員なりに協力しながら、応援してくれという形を当然取っていくようになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないので、△△△△氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号の△△△△氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査  
議 長  
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号9号から11号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田2筆 1, 690.00㎡、畑6筆 8, 449.00㎡、合計8筆 10, 139.00㎡です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための貸貸借です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための貸貸借です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための貸貸借です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号9号から11号を上程いたします。

1 5 番 (相田市三郎委員 挙手)

議 長 15番。

1 5 番 15番 相田です。議第2号、受理番号9番と10番を報告いたします。

申請人、土地の表示は記載のとおりであります。場所は、〇〇にあります〇〇〇〇という会社の南側の田で、1枚の田ですけれども作り分けになっております。この田は、今年の3月に、この農地を何十年と借りて作っていた方が高齢や病気のために離農したいということで、この田を作ってくれる人を探してほしいと相談を受けましたが、周りを見ても農業をしている方が高齢者しかいませんので、この〇〇地区で頑張っている△△△△君にお願いして引き受けていただきました案件であります。△△君は、現在野菜しか作っていませんが、今後稲作もやってみたいということで、この土地を借りたときは今年から稲作をする予定であります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 11号。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 16番 山王堂です。議案第2号、受理番号11番について調査結果を報告いたします。

この土地は、先ほどの新規就農者の△△さんと〇〇さんの貸貸借新規設定でございます。ここは〇〇〇〇での遊休農地の解消をしていただいた土地を3月に解約いたしまして、今回新しく〇〇さんと△△さんの契約を結びました。周りの農地の影響もなく、問題ないかと見てきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号9号から11号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号9号から11号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号から4号の計4件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田3筆 13, 112.00㎡、畑8筆 1, 258.00㎡、合計11筆 14, 370.00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、商業施設の建設のためです。こちらは3種農地です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び雪捨て場の造成のためです。こちらは2種農地です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは1種農地です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農地の一時転用で工事車両通路兼資材置場のためです。こちらは農振農用地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。それでは、受理番号1号から4号を上程いたします。

1 1 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 11番 宮崎委員。

1 1 番 11番 宮崎です。議第3号、受理番号1番の件に関しまして調査結果をご報告させていただきます。

貸人、借人ともに記載のとおりとなっていて、現在○○○○さんの土

地を△△△△が借り受け、現在の〇〇町にございます△△△△のショッピングセンターの施設を拡張したいという内容となっております。場所は、現在のショッピングセンターの北側の土地で、現在〇〇さんは大豆などを耕作されているんですが、そちらを転用して商業敷地を拡張したいという案件でございます。以前、農振除外の申請があった案件でございます。5月8日、現場の工事担当で△△工務所の〇〇氏とお電話で確認いたしまして、内容を確認いたしました。私、現地も調査して見てまいりまして、現在、もう既に百均の〇〇〇〇さんとか△△△△さんは解体工事が始まってございまして、既存の設備のほうは徐々に工事が始まっている状況でございます。今回の5条の許可が下り次第、そちらの敷地も工事が始まる予定でございまして、事前着工はございませんでした。内容的に許可相当と思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

2号。  
(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番 山王堂委員。

1 6 番 山王堂です。議第3号、受理番号2号、3号、4号は伊藤会長の調査地区でありますので、代わって調査結果を報告いたします。

詳細は議案書記載のとおりでございます。

まず2番については、先ほどの非農地証明が出た〇〇さんの南側にありまして、1種農地であります。資材置場、物置小屋、雪捨て場ということの申請であります。周りの農地の影響もなく、許可相当ということをお聞きし、報告いたしております。

3号については、〇〇町のちょうど十字路の近く、△△△△の近くにありまして、これは1種農地であります集落接続でありますので、許可相当と思われれます。また、事前着工もなく周りの農地の影響もなく、許可相当と判断したそうでございます。

受理番号4号は、〇〇地区に水力発電がありますが、その水路の工事のための資材置場ということで、1年間の一時転用の申請でございます。これも農地パトロールのときも見たところではありますが、何も影響ないと思われれます。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長  
全 委 員

それでは、ただいまの受理番号1号から4号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、1号から4号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

7 番 (佐藤孝義委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 佐藤です。この後、私の案件が出てきますので、退席いたします。

(佐藤孝義委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 3 号から 6 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 3 号から 6 号の計 4 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 7 筆 2 6, 2 4 8. 0 0 m<sup>2</sup>、合計も同様です。

受理番号 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

なお、本件については、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 3 号から 6 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 3 号から 6 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(佐藤孝義委員 入室)

1 1 番  
議 長 (宮崎雅文委員 挙手)

1 1 番 1 1 番 宮崎委員。

1 1 番 1 1 番 宮崎です。続きまして、私に関する案件がありますので、一時退席させていただきます。

(宮崎雅文委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 8 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 8 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 1 筆 2, 7 3 7. 0 0 m<sup>2</sup>、合計も同様です。

受理番号 8 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、ただいまの受理番号 8 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 8 号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

(宮崎雅文委員 入室)

1 7 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 1 7 番。

1 7 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。よろしくお願いたします。

(古畑功一委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号 1 3 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)  
 議 長 須貝主任。  
 須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
 受理番号13号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ4筆 8, 113. 00㎡、合計も同様です。  
 受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の再設定です。  
 なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。  
 以上、ご審議よろしくお願いたします。  
 議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
 全 委 員 なし。  
 議 長 ないので、ただいまの受理番号13号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。  
 全 委 員 異議なし。  
 議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号13号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
 (古畑功一委員 入室)  
 議 長 それでは、先の6件を除く受理番号1号から17号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
 須貝主任 (挙手)  
 議 長 須貝主任。  
 須貝主任 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
 受理番号3号から6号及び8号、13号を除く1号から17号の計11件です。内訳は、売買による所有権移転が1件、新規の賃貸借権の設定が4件、賃貸借権の再設定が6件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ44筆 57, 366. 00㎡、合計も同様です。  
 受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。  
 受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきまし

ては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の6件を除く受理番号1号から17号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、先の6件を除く受理番号1号から17号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他

事務の実施状況の公表について、は5月2日開催の活動計画作成委員会でご確認いただきまして、先日の農事相談で皆様にもご確認をいただいているところです。つきましては、この内容で公表及び県を経由し、国へ報告することについて承認を得るため委員会に付議いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。ブロック等で何か出た意見等ありましたら。

6番議長 第1ブロックでは質問はありませんでした。

議長 第2ブロック。

16番議長 ありません。

議長 第3ブロックは。

9番議長 特にありません。

議長 そのほかありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

皆さんから意見や質問など、何か発言等はございませんか。今日は情報提供は。

根津補佐 情報提供は終わりです。

議長 じゃあ、事務局から。

根津補佐 先日の農事相談の件についてですが、まず、6月7日の懇親会、懇談会についてですが、第一地域がグルメ小僧万吉さんで5,500円です。こちら局長が参加いたします。第二地域が6月7日同日、志ん柳で6,000円です。こちら〇〇課長が参加されます。第三地域が小牧千食堂で5,000円で、こちらは△△課長が参加されます。

それと先ほどありましたとおり、議事の中では、営農指導者が会社役員で大丈夫なのかといったお話が出たところです。それと、6月7日に農林関係事業のご説明いただくわけですが、その際、質問についてできるだけ事前に箇条書きでも何でも結構ですので、いただかないと、また当日、じゃ

あ持ち帰って回答しますなんてことになって、そのままになってしまうと思いますので、なるべく事前に質問いただければなと思ったところです。

それと、これ終わったら年金協会の監査を我彦委員と佐久間委員、下の打合せスペースで行いますので、よろしくお願いします。

以上です。

3 番  
根津補佐

さっきの懇親会の会場と会費聞こえなかったもので、もう1回。

すみません。第一地域がグルメ小僧万吉さんです。5, 500円です。第二地域が志ん柳で6, 000円です。第三地域が小牧千食堂で5, 000円です。会費についてはばらつきがありますが、ご了承ください。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの懇親会の会場、会費等について、皆さんからいいですか。

なし。

あと、農政課と農村整備課の課長からの説明について、今、質問等申合せあったら言っていただきたいと思います。一番は5年水張と畑地化の問題だと思いましたが、その辺集約して誰かが言っていただければいいかなと思いますが。

あと、15日の米沢市の広報に親元就農関係の要綱、記事が出ておったようでありますので、皆さん確認していただいて、近くに親元就農した方おられたら事務局のほうにご連絡いただければと思います。Uターン、Iターンでもいいんだよな、年齢さえクリアすれば。（「はい」の声あり）

5 番  
1 6 番  
議 長  
根津補佐  
1 6 番  
根津補佐  
議 長

それは数年前というか、遡っては駄目なの。去年からの親元就農。

書かれていた、細かく。大丈夫。申請期日なんて書かれていないよな。期限なんて書かれていなかったな。

遡って駄目だという説明だったかと。

そうでなくて、何日まで申請しろということはなかったよな。

補助金ですので、予算の範囲内ということで早いもの勝ち。

あと、さっきの新規就農者の激励金関係は該当するんだよな。宮原農地主査。

宮原主査  
議 長

新規就農者の5万円の激励金になりますが、該当いたしますので、次回の総会の前にお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いします。

6月の総会の前にね。

そのほか皆さんからありませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないようですので、その他を終了し、以上で本日の第34回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前10時25分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年5月16日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

大野澤 進

議事録署名委員

相田 市三郎